

第2条 定義

物の輸出も実施となった

特許発明が方法の発明の場合、当該方法にのみ使用する装置を使用する行為は、常に実施に該当する。

生産装置の発明の特許権の効力は、生産方法の発明と異なり、当該発明に係る生産装置により生産された生産物には及ばない

特許	実案	意匠	商標
	不動産は対象	不動産は対象外	

第3条 期間の計算（4法共通）

起算日といたら注意

法定期間の初日とならないもの

審査請求をした日

拒絶査定不服審判を請求することなく拒絶査定が確定した日

審判請求書の却下の決定が確定した日

法定期間の初日となるもの

特許権の設定登録日（補償金請求権）

延長登録査定謄本送達日（存続期間が終了間際の場合にお金を払わなければいけない場合がある）

審判官の除斥の申立てをした日（3日以内に疎明）

特許	実案	意匠	商標
		拒絶査定不服審判を請求することなく 拒絶査定が確定した日が基準日となる (秘密請求がある場合の同日拒絶)	

第4条 法定期間の延長（遠隔地等）

請求又は職権（特許庁長官のみ）により延長

46条の2	他人による技評請求の後、46条の2出願をする場合の30日（追完あり）
108条	第1年から第3年までの特許料の納付期間
121条	拒絶査定不服審判の請求期間
173条	再審の請求期間（追完あり）

c f 108条 特許料の納付の延長：請求すれば（他に要件なし）30日以内で。

178条5項 審決取消訴訟の訴え：審判長は、職権で附加期間を定めることができる。

期間満了後の請求不可

補正や出願審査請求には本条の適用はない（注意）

その他に追完の規程のあるもの
延長登録出願（承認日から3か月が最大9か月に、ただし、満了日まで）
審決取消訴訟請求期間（附加期間もあり）

延長といった場合には追完は考慮しなくてもいい

第5条 指定期間の延長（4法共通）

特許庁長官、審判長、審査官は、指定期間を延長することができる。

審判長は、指定期日を延長することができる。

第6条 法人でない社団の権利能力（4法共通）

出願審査の請求ができる

無効審判、延長登録無効審判の請求ができる→当事者参加、補助参加もできる

上記の再審の請求ができる（当事者だから当たり前）

特許料の納付はできない

特許	実案	意匠	商標
	技術評価の請求が可能		

第7条 未成年者等の手続能力（4法共通）

被保佐人又は法定代理人が、**権利化後の手続**で、**相手側が請求した審判又は再審の手続き（訂正請求等）**をするとき、**同意不要**

出願から査定確定までに同意を得ずにできる手続はない

査定系の審判ではあり得ない

同意は包括的

違反した場合→補正命令→手続却下できる（18条1項）

第8条 特許管理人（4法共通）

日本に住んでいれば外人でもなれる

一切の手続きができる（不利益行為、不服審判についても）

ただし、在外者が範囲を制限できる

違反した場合→**弁明書の機会（補正命令はない）**→手続却下となる（18条の2※注意）

特許管理人は、特別の授権を得ていなければ、損害賠償・差止請求不可

日本に滞在している場合でも、特許管理人を有していなければ手続を行うことができない

国際特許出願の場合、国内処理基準時までは特許管理人によらないで手続可能
ただし、国内処理基準時から3か月以内に選任を要する（届出ないと取下擬制）

第9条 委任代理権の範囲（4法共通）

委任代理人は特別の授権を得なければ不利益行為ができない

分割に特別の授権は不要

秘密意匠の請求、翻訳文の提出は、特別の授権不要

特許権の放棄、出願公開の請求、拒絶査定不服審判は、特別の授権を得なければならない

委任による代理人は、特別の授権を得なくても**パリ優先権を伴う特許出願をすることができるが、国内優先の主張を伴う特許出願をすることはできない**

第11条 代理権の不消滅（4法共通）

本人が死んでも委任代理権は消滅しない

本人が死んだとき法定代理権は消滅する

第12条 代理人の個別代理（二人以上の代理人は、常に各人が本人を代理する）（4法共通）

強行規定（契約を結んでもだめ。特許庁にはわからないから）